特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に 関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育で世帯分)に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和3年11月30日

I 関連情報

_I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務						
②事務の概要	【概要】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 【子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)支給事務】 1 申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 2 決定通知、諸通知発送に関する事務 3 給付金支給に関する事務						
③システムの名称	1 児童手当システム2 庁内連携システム3 団体内総合宛名システム4 中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル	名						
子育で世帯生活支援特別給付	†金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下、「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の100の項						
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定						
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の121の項						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	健康福祉局子ども未来部子ども支援課						
②所属長の役職名	子ども支援課長						
6. 他の評価実施機関							
-							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						

熊本市健康福祉局子ども未来部子ども支援課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2158

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			13年10月15日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年10月15日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	[書]		1	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ	董点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ	重点項目評	価書又は全項目	評価書において、リスケ	ク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシス	テムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]	1 2 3	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を関	徐く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている <選択肢>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査	[] 外部監	査		
9. 従業者に対する教育・唇	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ。 2)十分に行っている。) 3)十分に行っていない。	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明